

第56期 滋賀地方最低賃金審議会

令和6年度 第1回 滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和6年7月4日（木）13時52分～14時25分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 4人（定数5人） 労働者代表委員 5人（定数5人） 使用者代表委員 4人（定数5人） 事務局 5人
出席者	公益代表委員 平井建志 片山 聡 木下康代 石井利江子 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 川口剛史 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 事務局 多和田労働局長 中井労働基準部長 足立賃金室長 平沢労働基準監督官 山下労働基準監督官
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀地方最低賃金審議会等の公開について ・ 滋賀県最低賃金の改正決定について（諮問） ・ 滋賀県最低賃金専門部会の設置について ・ 滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置について ・ 実地視察について ・ その他
議事録	別紙のとおり

○事務局（賃金室長）

開催に先立ちまして、私、この4月の人事異動で事務局を担当させていただくことになりました賃金室長の足立と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

開催の前に事務局から事務連絡及び資料確認を行います。

まず事務連絡ですが、審議会等の会場につきましては、今年度はすべてこの6階の共用会議室を使用いたします。ただし、労働局内他部署がどうしても外部会場でできない会議が入ったりしますと、その部署にこの会議室を譲るということになって審議会を外部会場で行うという可能性もございます。その際には必ず前もってご連絡をさせていただきますので、ご了解願います。

また、昨年5月より新型コロナウイルス感染症が5類に変更されたことから、アクリルパネルは設置いたしません。引き続き、アルコール消毒、咳エチケット等について、ご配慮いただきましてご協力をお願いいたします。

それでは、本日の資料について、平沢監督官より説明させていただきます。

○事務局（平沢）

それでは本日の資料につきまして、確認をさせていただきます。

お手元にお配りしております、本日の審議会の「審議次第」、「座席表」、「令和6年度第1回滋賀地方最低賃金審議会資料目次」、資料1ページから95ページとなります。

それと本年審議会に使用していただきます「便覧（委員ハンドブック）令和6年度版」、「最低賃金決定要覧（令和6年度版）」、以上を配布させていただいております。すべてございますでしょうか。

[発言無し]

○事務局（賃金室長）

初めに、本審議会は、運営規程第6条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が4名おられましたので、本日、傍聴されていることをご報告いたします。傍聴人の皆様には、お渡ししております「留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

開催に先立ちまして、私ども事務局のメンバーで人事異動により新たに事務局を担うこととなった職員を紹介させていただきます。

滋賀労働局長の多和田です。

○事務局（局長）

滋賀労働局長の多和田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

その隣、平沢監督官です。

○事務局（平沢監督官）

平沢です。よろしくお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

その隣が山下監督官です。

○事務局（山下監督官）

山下です。よろしくお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

昨年度からの労働基準部長、中井を加えた5名で事務局を担当させていただきます。

今年度も日程調整等何かとご無理をお願いすることがあると思いますが、十分な審議を尽くしていただけるよう精一杯務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第56期 令和6年度第1回 滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

以後の進行は平井会長にお願いします。

○平井会長

平井でございます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、事務局から委員の出席状況を報告してください。

○事務局（賃金室長）

本審議会はお手元の資料No.1の委員で構成しており、2年任期としております第56期審議会の2年目でございます。本日の委員の出席状況は、定数15名のところ

公益代表委員 4名

労働者代表委員 5名

使用者代表委員 4名

合計13名の出席をいただいております。

公益代表委員の佐野委員、使用者代表委員の水野委員におかれましては、都合により欠席

されることを事前に報告をいただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

○平井会長

では初めに滋賀労働局長からご挨拶があるということですので、よろしく願いいたします。

○事務局（局長）

今年度の第1回の審議会ということで、開催にあたりまして一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、また、暑い中ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年度の地域別最低賃金のご審議につきましては、6月25日に厚生労働大臣から中央の審議会に対して、目安諮問が行われたところであり、当局といたしましても、この後、皆様方に改正諮問を予定しております。

今年度の審議に際し、6月21日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画2024改訂版」と「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる「骨太」でございます。こちらの2024におきまして、その中で「2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、生産性の向上、環境の整備に取り組む。」とされておりまして、最低賃金に関する取り組みは、政府の重要施策の一つとされているところです。

こうした政府の方針等を踏まえ、中賃において示される目安報告を参考に、滋賀県の地域性・経済動向等の実情を踏まえた、滋賀県最低賃金改正のご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

労使の委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場があらうかと存じます。また、公益委員の皆様には労使相反する主張を調整していただくという困難な場面も予想されますが、公労使三者によります十分な御審議をいただきまして、是非とも合意形成が得られますよう、

切にお願い申し上げます。

事務局といたしましても、資料の提供や情報の共有など、審議会の円滑な運営に全力で努める所存でございます。

以上、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、本日はよろしく願いいたします。

○平井会長

それでは、議題（１）「滋賀地方最低賃金審議会等の公開について」に入りたいと思います。

滋賀地方最低賃金審議会運営規程とそれに基づく審議会等の公開・非公開等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（平沢）

それでは、滋賀地方最低賃金審議会の運営規程について説明させていただきます。

資料No.2「滋賀地方最低賃金審議会運営規程」第6条、4ページにおいて、会議の公開について規定しております。「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされております。専門部会規程等についても同様の規定となっております。

本日の審議会におきましては、昨年度の第6回滋賀地方最低賃金審議会におきまして公開とする審議結果をいただき、本日傍聴していただいております。

昨年度は、本審は公開、専門部会等は公労使三者が集まって議論を行う部分については公開としております。当審議会における今年度の取扱いにつきまして審議いただければと思います。

次に、同規定の第7条をご覧ください。

第7条においては、議事録の作成と公開について規定しております。

議事録の公開・非公開についても、審議会と併せて審議いただければと思います。

公開となった場合、審議会の議事録または議事要旨及び資料は滋賀労働局のホームページで公開することとなります。

運営規程についての説明は以上です。

○平井会長

審議会等の公開・非公開につきましては、事務局の説明どおりですが、どのように取り扱いますか。昨年度は労使双方とも、公労使三者協議の場合は公開、議事録・議事要旨も同様の扱いとのご意見でしたが、まず、労働者側委員からご意見をお願いします。

○労働者代表委員

本年度も昨年度と同様に審議会の取扱いに準じまして、公労使三者協議の場合は公開とし、また、議事録・議事要旨同様の扱いとすることで、異議はございません。

○平井会長

ありがとうございます。次に使用者側委員のご意見いかがでしょう。

○使用者代表委員

使用者側としましても三者協議の場の公開については、よいと考えております。また、議事録・議事要旨についても同様であります。

○平井会長

ありがとうございます。

労働者側委員、使用者側委員の意見のとおり、昨年同様、当審議会、専門部会の公開について、公労使の三者協議の場のみ公開とし、その「議事録」、「議事要旨」についても同様の扱いとさせていただきます。

次に、議題（２）「滋賀県最低賃金の改正決定について（諮問）」で事務局から説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

それでは、局長から会長に諮問文を手交させていただきます。

会長、局長、お手数ですが、前にお進みいただけますでしょうか。

○事務局（局長）

「滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井建志殿 最低賃金の改正決定について諮問する。よろしくをお願いします。」

○事務局（賃金室長）

委員の皆様には資料No.3に諮問文写しを配布しております。

それでは平沢のほうから諮問文を朗読させていただきますので、資料No.3をご覧ください。

○事務局（平沢）

それでは諮問文を朗読させていただきます。資料は9ページとなります。

滋労発基0704第1号

令和6年7月4日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 ^{ひらい たてし} 平井 建志 殿

滋賀労働局長 ^{たわだ はるひこ} 多和田 治彦

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和55年滋賀労働基準局最低賃金公示第3号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2024（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

続いて、諮問に関連する資料の説明をさせていただきます。

まず、11ページ資料No.4の諮問文にあります「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」となっており、6月21日に閣議決定されたものの関係部分の抜粋となっており、最低賃金に関しては17ページ中段に記載されています。

こちら読み上げますと

「昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業

の自動化・省力化投資や、事業承継、M&A の環境整備等について、官民連携して努力する。
また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」

とされています。

次に 19 ページ資料No.5 が「経済財政運営と改革の基本方針 2024」いわゆる骨太の方針となっております。6 月 21 日に閣議決定されたものの関係部分の抜粋となっており、最低賃金に関しては 22 ページ上段に記載されています。

内容については、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版と同様となっております。

以上でございます。

○平井会長

ただ今の事務局の説明について何かございますでしょうか。

〔発言なし。〕

よろしいでしょうか。

そうしましたら、次に、議題（3）の「滋賀県最低賃金専門部会の設置について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（平沢）

専門部会の設置について、ご説明いたします。

最低賃金法第 25 条第 2 項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされております。また、同条第 3 項にて「労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、公益を代表する委員各同数をもって組織する。」とされております。

最低賃金審議会令第 6 条 1 項に専門部会の委員は 9 人以内とするとされており、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規定第 3 条により委員の数は 9 人とされていることから、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員それぞれ 3 名の 9 名で構成されることとなっております。

労働者代表委員および使用者代表委員につきましては、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項により準用されます同条第 3 項により関係労使の推薦を得て、労働局長が任命することと

なっており、本日、労使委員の推薦公示を行い、締切期日につきましては、7月18日としております。

また、併せて、関係者の意見聴取について、ご説明します。

最低賃金法第25条第5項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされており、最低賃金法施行規則第11条第1項により遅滞なく、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨及び一定の期日までに意見書を提出すべき旨を公示するものとするとしてされており、本日この後、公示を行い、意見書提出期日を7月22日までとしております。

以上です。

○平井会長

ただ今の事務局からの説明にご意見・ご質問等、ございますでしょうか。

[発言なし。]

引き続き「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（平沢）

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」とされており、当審議会では、昨年まで、この規定を適用しておりません。つまり、専門部会において全会一致で決議が行われたとしても、審議会で議決を得ることとしております。

以上です。

○平井会長

ただ今の事務局からの説明にご意見・ご質問はありませんか。

それでは本審議会は、滋賀県最低賃金専門部会の審議については「最低賃金審議会令第6条第5項は適用しない。」ということよろしいでしょうか。

[異議なしの声]

それでは最低賃金審議会令第6条第5項は、滋賀県最低賃金専門部会の審議については適用しません。

では次に、議題（4）の「滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置について」

です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

当局の審議会におきましては、毎年、「特定（産業別）最低賃金について、改正決定の必要性の有無」を審議いただく場として、滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会を設置しているところです。

今年度においても小委員会を設置し、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無を審議いただきたいと考えております。

以上です。

○平井会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、必要性の有無の審議につきましては、今年度も小委員会を設置することとしてよろしいか。

〔異議なしの声〕

設置について異議がないようですので、本年度についても特別検討小委員会を設置します。

次に、特別検討小委員会委員の選出について、協議をしたいと思います。

先ず、公益側は、事前に公益委員会議を開催し、その場で石井委員、木下委員、それに私、平井を推薦させていただくこととなりました。

労働者側からは、いかがでしょうか。

○労働者代表委員

労働者側は、大西委員、大江委員、それと私、相澤を推薦させていただきたいと思えます。

○平井会長

使用者側はいかがでしょう。

○使用者代表委員

使用者側は、川口委員、水野委員、私、西田の3名でお願いします。

○平井会長

ありがとうございました。

そうしましたら公益代表は、私、平井と木下委員、石井委員が、労働者代表は、相澤委員、大西委員、大江委員、使用者代表は西田委員、水野委員、川口委員の推薦がありました。

以上のメンバーでよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

それでは今年度は、ただいま申し上げたメンバーで審議を進めてまいります。

また、労働者側から昨年度の第6回滋賀県最低賃金審議会で、「新繊維工業」及び「各種商品小売業」について、昨年度と同様に必要性審議の場で参考人を招致したいと要望がありました。

事務手続きについて、事務局から説明してください。

○事務局（賃金室長）

滋賀県地方最低賃金審議会小委員会運営規程第6条第3項「小委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。」との規定に基づき、参考人を招致できることとなっております。

したがいまして、参考人の招致を推薦する委員は、同規定に基づき、委員長宛てに推薦する委員の氏名、参考人の方の職名、参加を求める理由を記載した任意様式の「推薦書」と、参考人の方の「同意書」又は「承諾書」を書面で提出していただくこととなります。

日程の都合により、これらの提出は、8月1日（木）までをお願いします。提出後は、委員長と事務局で必要性を検討し、説明又は意見を聴くと判断すれば、参考人の方と事務局で打ち合わせを行いますので、その旨を参考人の方に事前にお伝えください。

以上です。

○平井会長

ありがとうございます。参考人を推薦する委員は、期限までに「推薦書」等の提出をお願いします。

続きまして、議題の（5）「実地視察について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

それでは、実地視察について説明いたします。

実地視察につきましては、委員の皆様は、地域や業種等の労働実態を直接認識していただき、有効な審議を諮ることを主眼として、地域別最低賃金並びに特定（産業別）最低賃金を対象とし、効果的な実地視察を行うことができるとされており、各委員の皆様方に作業実態や労働環境等を見ていただくことは、有意義なことと考えております。

昨年度は公労使委員9名及び事務局3名で、9月20日に草津市にあります一般機械器具製造業の事業所で実施し、最賃額近傍の労働者が行っている業務の見学、質疑応答等で、約1時間、現地集合、現地解散で実施いたしました。

今年度も特定（産業別）最低賃金合同専門部会前後の9月中旬の時期で、現在、事業所

の選定等調整をしております。

以上です。

○平井会長

ただいま事務局より説明がありましたが、本年度も実地視察を実施することとしてよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

ありがとうございます。委員の皆様方の合意が得られましたので、本年度も実施することといたします。

実地視察の詳細については、事務局一任ということによろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

ありがとうございます。

委員の皆様方の合意が得られましたので、実施したいと思います。

事務局には日程調整を含め必要な準備等お願いします。

○事務局（賃金室長）

承知しました。詳細が決定いたしましたら、ご連絡させていただきます。

○平井会長

それでは、議題（6）「その他」ということですが、まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

今年度の地域別最低賃金に係る審議日程（案）についてご説明いたします。

お手元の資料No.15、P93 をご覧ください「令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）」と資料No.16、95 ページ「令和6年度滋賀地方最低賃金審議会開催日程(案)」をご覧ください。

10月1日の発効を目指す場合は、答申を8月5日（月）にいただき、答申要旨の公示を15日間行い、異議の申出を受け付けます。異議申出の締切日は、8月20日（火）となり、異議申立てがあれば8月21日（水）に異議審を開催することとなります。

現時点では、中央最低賃金審議会において7月下旬に目安の答申が示される予定となっておりますので、事前にお伺いしておりました各委員のご都合と合わせて検討しました結果、7月30日（火）開催の第2回本審で目安の伝達を行い、翌日から専門部会を開催し、8月5日（月）までの日程で滋賀県最低賃金の金額審議を専門部会において進めていただき、8月5日（月）午後の第3回本審で答申をいただきたいと考えております。

その後、特定（産業別）最低賃金改正に係る必要性を審議いただく小委員会を、8月19日（月）の午前9時30分から、この場所の共用会議室で開催し、第4回の本審では、特定

(産業別)最低賃金改正に係る必要性の答申と特定(産業別)最低賃金改正の諮問を予定しておりますので、異議が無くとも8月21日(水)に第4回の審議会を開催いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今のところ、会場はすべての日程において、この6階共用会議室が会場となります。

皆様方には、ご多忙のところ、集中的な審議となり、大変恐縮ですが、どうぞご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○平井会長

ここまでの事務局の説明について何かご質問・ご意見はございませんか。

それでは、事務局からほかに何かございますか。

○事務局(賃金室長)

事務局からはございません。

○平井会長

委員の皆様から他に何かございますか。

[発言なし。]

ないようでしたら、本日の会議はこれで終了といたします。

次回は、7月30日(火曜日)13時30分からこの会議室で、第2回滋賀地方最低賃金審議会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

本日は、お疲れさまでした。